第四条の四第一項第二号イ及びロ、第七条第一項第一号及び第二項、第八条第一項並びに第十二条第一項第一号	被保険者	一般被保険者
第十二条第一項第二号及び第二項	二箇年度における	二箇年度における一般被保険者に係る
第十三条及び第十四条第一号イ	被保険者	一般被保険者
第十四条第一号ロ	二箇年度における	二箇年度における一般被保険者に係る
第十四条第二号イ及びロ並びに第四号	被保険者の	一般被保険者の

附則第十四条の二から第二十二条までを削る。

附則第二十三条の表第五条第一項第一号イの項中「附則第二十三条第一項」を「附則第十五条第一項」に改め、同条を附則第十五条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度における国民健康保険組合に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○環境省令第六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）附則第五条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十一日

環境大臣　望月　義夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6　令附則第五条の環境省令で定める施設は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）第三条に規定する区域内に所在する施設であつて、廃棄物の保管の用に供されるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。